

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について

(三池製錬株式会社)



環境省は、2021年5月10日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を三池製錬株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

(1)住所、名称、代表者の氏名

福岡県大牟田市新開町2番地1

三池製錬株式会社 代表取締役 徳一 博之

(2)施設設置場所 福岡県大牟田市新開町2番地1、2番地74及び2番地129

(3)施設の種類 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

(4)処理を行う廃棄物の種類(一部抜粋、環境省報道発表資料参照)

イ PCB 汚染物のうち、次に掲げるもの

- ① 電気機器又は OF ケーブルに使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- ② 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだ PCB の量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 1 kg につき 100,000mg 以下のもの(①に掲げるものを除く。)
- ③ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されている PCB の量が廃プラスチック類 1 kg につき 100,000mg 以下のもの(①に掲げるものを除く。)
- ④ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されている PCB の量が金属くず等に付着し、又は封入されている物 1 kg につき 5,000 mg 以下のもの(①に掲げるものを除く。)

□ PCB 処理物

(5)処理の方法 焼却(亜鉛半溶鉱炉(MF炉))

(6)処理能力 PCB 汚染物及び PCB 処理物 30 t/日

((4)イ②及び③のうち 5,000~100,000mg/kg のもの 9t/日を含む。)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2021年5月13日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 佐藤旭